

入札公告

国立大学法人筑波大学において、下記のとおり一般競争入札に付します。
記

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査業務
- (2) 納入期限 令和6年3月22日

2 仕様書、契約条項並びに入札の説明等をする日時及び場所等

本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。

仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

問合せ先：〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1

国立大学法人筑波大学財務部契約課（担当：吉野）

電話番号 029-853-2172

3 入札書等提出期限等

- (1) 提出先 上記2の問合せ先と同じ。
- (2) 提出期限 令和6年1月9日 14時00分

4 開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年1月31日 14時00分
- (2) 場所 〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学本部棟3階入札室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第46条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) M P S 関連領域において公的機関及び民間企業の事業戦略策定に対して従事、ないし、コンサルティングを行った経験があることを証明した者であること。
- (5) 産業創造、ないし、海外への産業輸出などに関して政府関連機関からの調査案件を

実施した経験があることを証明した者であること。

(6) 政府機関が実施するプロジェクト（本業務と同規模以上）において、情報関連の業務を実施した経験があることを証明した者であること。

(7) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 入札保証金及び契約保証金
免除する。

8 入札の無効
本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の提出した入札書、その他国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則第15条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

9 契約書の作成
契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

10 落札者の決定方法
本契約は、価格交渉落札方式とする。
国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

以上公告する。

令和5年12月20日

国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

入札書提出の注意事項

- 1 入札書提出期限 令和6年1月9日 14時00分
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅配便(以下、「郵送等」という。)で発送する場合には提出期限までに必着のこと)
提出場所 〒305-8577
茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学財務部契約課 吉野
電話番号: 029-853-2172
- 2 入札書は別添記載例を参考に別紙様式により作成し、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、その封皮には競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号)及び「1月31日開札 再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査業務の入札書在中」と記載して提出すること。
郵送等により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「1月31日開札 再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査業務の入札書在中」と記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記1の提出場所宛に入札書の提出期限までに送付すること。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- 3 いったん提出された入札書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 4 代理人が入札する場合は、入札時までには必ず代理委任状を一通提出すること。
- 5 入札書作成の注意
 - (1) 件名は仕様書記載のとおり省略せずに記載すること。
 - (2) 入札金額は算用数字を用いて明確に記載すること。
 - (3) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)を記載し押印すること。
(ただし、代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印)
 - (4) 日付を必ず記載すること。
- 6 無効の入札書
入札書で次のいずれかに該当するものは、これを無効とする。
 - (1) 公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
 - (2) 件名及び入札金額のない入札書
 - (3) 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印のない又は判然としない入札書
 - (4) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書(競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理人であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)
 - (5) 件名に重大な誤りのある入札書
 - (6) 入札金額の記載が不明確な入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書
 - (8) 入札書提出期限までに到達しなかったもの
 - (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

7 開札

- (1) 開札は、競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち合わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び上記（1）の立会職員以外の者は入場することはできない。
- (3) 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- (4) 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示すること。この場合、代理人が上記4に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出すること。
- (5) 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- (6) 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、競争加入者等のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札を行う。

8 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。

10 落札決定の日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定する期日）に契約書の取り交わしをするものとする。

11 落札者の決定方法は、価格交渉落札方式とする。

国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第53条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、その者と価格交渉を行ったうえで契約金額を決定するものとする。

12 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等

この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に別封の競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類等を下記の期日までに提出すること。提出された書類は本学技術審査委員会にて審査し、合格した者のみ本入札に参加できる。

なお、本学職員から当該書類その他入札公告において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。

(1) 競争参加資格の確認のための書類

- ・令和5年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書

（全省庁統一資格又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格）の写し……………1部

(2) 履行できることを証明する書類

- ・技術審査申請書（様式1）……………正本1部、副本2部
- ・提案書……………3部
- ・業務スケジュール表……………3部
- ・MPS関連領域において公的機関及び民間企業の事業戦略策定に対して従事、ないし、コンサルティングを行ったことの請負実績表……………3部

様式1

技術審査申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学 御中

(申請者)
住 所
会 社 名
代表者名

㊟

下記の入札に関し、関係書類を提出しますので技術審査願います。

記

1 入札の件名

再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査
業務

2 添付書類

- ・ 令和5年度に係る一般競争（指名競争）参加資格審査結果通知書の写し・・・・・・・・・・ 1部
- ・ 再委託承諾申請書（該当する場合）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部
- ・ 提案書・・ 3部
- ・ 業務スケジュール表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ・ M P S 関連領域において公的機関及び民間企業の事業戦略策定に対して従事、ないし、
コンサルティングを行ったことの請負実績表・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3部
- ・ 産業創造、ないし、海外への産業輸出などに関して政府関連機関からの調査案件の請負
実績表・・ 3部
- ・ 政府機関が実施するプロジェクト（本業務と同規模以上）において、情報関連の業務の請負
実績表・・ 3部
- ・ 参考見積書・・ 1部
- ・ 人工単価表・・ 1部
- ・ 定価（価格）証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1部

【提出資料に対する照会先】

会社名・所属：
担当者名：
連絡先：

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

⑩

「再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査業務」の一般競争入札に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分・一部）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしくお願いいたします。

記

1. 再委託の承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所
名 称
代表者名
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（この場合、その「写し」を添付）
 継続的な履行関係が存在する（この場合、その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
 その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

【参考見積書の提出に係る留意事項】

提出していただく見積書は、応札希望者から本学の契約事務の一環として市場調査するために提出していただく書類です。

したがって、見積書に記載する価格は安易に契約不可能な価格を記載することがないように、且つ、見積書と応札価格に極端な乖離が生じないように仕様書の内容を十分に精査したうえで価格を記入し提出願います。

また、応札価格は提出された見積書の価格と同価又はそれ以下となるよう応札願います。万が一、応札価格が見積書の価格よりも高くなるような事態が生じた場合には、本学の適正な契約手続を妨害した不誠実な行為として、取引停止措置を講じる場合があります。

本学で取引停止措置を講じた場合には、他の国立大学法人や国の関係機関（以下、「国立大学法人等」という。）にその情報が通知されますので、その情報を受けた国立大学法人等においても取引停止措置を講じる場合があることを認識願います。

調査仕様書

1. 件名

再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査業務

2. 実施目的

近年、生体模倣システム MicroPhysiological Systems（以下「MPS」という。マイクロ流体デバイス上に臓器モデルを再構成した Organ-on-a-chip (OOC)、複数の臓器モデルを連結して動物の個体応答をモデル化する Body-on-a-chip (BOC)等の概念を含む。）に関する研究開発が世界中で加速している。現状は米国等での開発品が先行するが、高度な臓器モデルの構築には、日本が強みを持つ iPS 細胞等の多能性幹細胞の技術が大きく貢献することが期待されるため、日本として技術開発に取り組む意義は大きい。

そのような社会情勢の中、わが国においては AMED「再生医療・遺伝子治療の産業化に向けた基盤技術開発事業（再生医療技術を応用した高度な創薬支援ツール技術開発）」（以下、当該事業）において、国産 MPS の社会実装、国際競争力強化を目指している。筑波大学生命環境系は当該事業の研究開発課題 1：再生医療技術を応用した創薬支援ツールの実証・評価基盤確立に採択され、現在研究開発を進めている。

当該事業内で開発する MPS がグローバルで競争力を持つためには、先行品と比較した際の価格、品質的な優位性に加え、我が国に強みのある技術の国際標準化を考慮した取り組み、国内外の MPS 関連データサイエンス利活用を踏まえた社会実装に向けた戦略構築が重要である。そのため、国産 MPS 社会実装に向けた戦略ロードマップを策定することを意図し、まずは国内の MPS 関連データサイエンス利活用の動向の情報収集及びその整理を行う必要がある。また、この情報収集等の過程で得られた調査内容を当該事業の戦略策定会議や進捗会議等において報告し、当該事業参画者及び有識者との議論を行う。

3. 実施内容

上記の目的に照らして、文献調査（「臓器チップ（Organ-on-a-chip）市場：世界の産業動向、シェア、規模、成長、機会、2023-2028 年予測」、その他複数の関連文献）および 4 名以上の有識者（例：医薬基盤健康栄養研究所・夏目やよい氏、東京工業大学・秋山泰氏、株式会社ヒューマノーム研究所・瀬々潤氏、株式会社ダイナコム藤宮仁氏、株式会社テンクー・西村邦裕氏等）へのヒアリングにより、以下の i) ~ iii) を実施すること。

- i) 国内外のステークホルダーによる MPS データ利活用に向けた動向調査
 - ・ 医薬品／食品／化粧品領域にわたって、MPS データを活用した取組を調査すること。
 - ・ コンソーシアム形式で実施されるもの、特定のアカデミア／企業等が中心で実施されるもの、等に分類して、それぞれの「目的（戦略）」「体制」「進捗」をまとめること。

具体的な切り口として、下記が含まれること。

- ・ アメリカ国立トランスレーショナル科学振興センター（NCATS）の MPS 関連活動に際して、関連する組織が実施したデータセンター、利用実績と、その後の企業動向など。
- ・ その他米国における活動状況。
- ・ 中国、韓国を含むアジア地域での、動物実験代替法に関する、MPS 最終製品、データ解析への AI 活用技術、ならびにレギュレーションサイエンスへの取り組み。
- ・ 海外規制当局の取り組み（アメリカ食品医薬品局（FDA）を必ず含む）。
- ・ 海外国際標準化の取り組み（アメリカ国立標準技術研究所（NIST）を必ず含む）
なお、規制当局と国際標準化の取り組みは必ず担当者へのヒアリングによる情報をまとめること。

ii) MPS 及び関連するデータを用いたデータ処理に関する国内プレイヤー調査

- ・ 下記の役割を実施する能力の有無を調査し、潜在的なプレイヤーを整理すること。
 - ・ 薬学的な数理モデル構築、各種リファレンスデータ（臨床データ）と紐付け
 - ・ AI、機械学習、予測モデル
 - ・ データストレージ、データ層別化、データベース構築／維持
 - ・ ソフトウェア開発
 - ・ サービス提供
 - ・ 国内外のレギュラトリーサイエンスへの関与

iii) 上記調査結果が、将来的に「日本の MPS が社会実装され、国際競争力を獲得するために必要な取組について作成するロードマップ」に組み込まれることを想定し、「わが国に不足する能力、解決すべき課題」を報告書にまとめること。

報告書としては、上記 i) ～ ii) の実施により得られた情報をまとめ、iii) に反映することを必須とする。

特に iii) においては、i) および ii) の結果を踏まえ、我が国の MPS、特にデータサイエンスに関連する活動の構想に繋げたるため、できる限り課題を解決していくために必要な提言を含めること。

進捗状況については、事業関係者に対して、定期的な報告を行うこと。報告頻度については調査開始直後の打合せにて、筑波大担当者との協議の上決定すること。また、筑波大担当者の求めに応じて、当該事業において開催される会議に出席し調査内容の報告を行うほか、その場で出た議論・指摘の内容に応じて、調査内容の見直しを行うこと。

調査結果に関しては、上記定期的な報告を行った上で、最終的には令和 6 年 3 月 22 日までに調査結果全体をとりまとめた報告書を提出すること。調査結果に関しては、情報源を明らかにした上で記載すること。報告書の構成及び記載内容については事前に筑波大担当者との協議した上で決めることとする。

納入した報告書等の著作物の著作権は筑波大学に帰属する。

4. 実施期間

委託契約締結日から令和 6 年 3 月 22 日（金）

5. 納入物

- ・調査報告書電子媒体（CD-R等） 1式
- 調査報告書、調査で得られた元データを納入すること。
- 調査報告書については、PDF形式に加え、機械判読可能な形式のファイルも納入すること。
- 調査で得られた元データについては、機械判読可能な形式のファイルで納入することとし、特に図表・グラフに係るデータ（以下「EXCEL等データ」という。）については、EXCEL形式等により納入すること。

6. 納入場所

筑波大学生命環境系（共同研究棟A棟403室）

7. 検査

請負者は、本業務が完了した時は、納入物を提出し、本学担当職員の検査を受けること。

8. 支払

検査終了後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。

9. その他

- ・調査にあたっては、本調査に関係する資格、能力を有する者が請け負うこととする。
特に本案件では社会実装を通じて国際競争力をいかに築くかを考える調査であることから、本案件の関連領域に対する知見以外にも事業側の視点を保有すること。具体的には下記経験があることを必須とする。
 - －MP S 関連領域において公的機関及び民間企業の事業戦略策定に対して従事、ないし、コンサルティングを行った経験があること。
 - －産業創造、ないし、海外への産業輸出などに関して政府関連機関からの調査案件を実施した経験があること。
 - －政府機関が実施する大型プロジェクトにおいて、情報関連の業務を実施した経験があること。
- ・本仕様書の技術的内容及び知り得た情報については、守秘義務を負うものとする。
- ・作業にあたっては、本学担当者と事前に打合せを行い実施するものとし、その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。
- ・本仕様書に定められた以外の事項で疑義が生じた場合は、本学の指示に従うこと。
- ・この契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

10. 問い合わせ先

筑波大学生命環境系 伊藤弓弦 (Yuzuru Ito)

Tel : 029-853-7199

E-mail : ito.yuzuru.fe@u.tsukuba.ac.jp

請負契約書(案)

件名 再生医療技術を応用した創薬支援ツールでのデータサイエンス利活用に関する調査業務

請負代金額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也(消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。)

発注者 国立大学法人筑波大学 契約担当役 財務担当副学長 奈良 哲(以下「甲」という。)
と 請負者 (以下「乙」という。)との間において上記の件名(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を結ぶものとする。

第1条 乙は、別紙仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から令和6年3月22日までとする。

第3条 納入物は、国立大学法人筑波大学共同研究棟A棟403室に納品するものとする。

第4条 請負代金は、業務完了確認後、適法な請求書を受領した日から起算して40日以内に支払うものとする。

第5条 請負代金の請求書は、国立大学法人筑波大学財務部契約課に送付するものとする。

第6条 乙は、故意又は過失により甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第7条 契約保証金は免除する。

第8条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは契約を解除することができる。

(1) 正当な理由がなく、業務を履行しないとき。

(2) 完了期限内又は完了期限経過後相当の期間内に履行を完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 正当な理由なく、第9条第1項の履行の追完がなされないとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 乙は、前各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払うものとする。

第9条 甲は、完了した業務が契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、乙に対し、履行の追完を請求することができるものとする。

2 前項の契約不適合の場合において、甲がその不適合を知った日から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、請負代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができないものとする。

第10条 乙は、この契約書及び仕様書に定めるもののほか、業務に必要な諸法令等を遵守しなければならない。

第11条 この契約について検査の円滑な実施を図るため、乙は甲の行う検査に協力するものとする。

第12条 納入した報告書等に関する著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)は、納入と同時に甲に移転するものとする。

第13条 この契約に定めるもののほか、必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

第14条 この契約について、甲乙間に紛争を生じたときは、両者協議により、これを解決するものとする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、甲乙間において協議して定めるものとする。

上記の契約の成立を証するため、甲乙は次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

甲 茨城県つくば市天王台一丁目1番1
国立大学法人筑波大学
契約担当役
財務担当副学長 奈良 哲

乙